

## ○総務省告示第 号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第1から第5まで、別表第二号の二第1から第8まで、別表第二号の三第1及び第2、別表第二号の四並びに別表第三号の五の規定に基づき、平成三十年総務省告示第三百五十六号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

別表第23号 無線設備の規格コード

項	目	コード
[略]		[略]
設備規則第49条の6の12第1項に規定する陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであってシグナルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局		T D N R 2
設備規則第49条の6の12第1項に規定する陸上移動局の無線設備のうち、ローカル5Gの無線局		L O 5 G 1
[略]		[略]
設備規則第49条の6の12第2項に規定する陸上移動局の無線設備のうち、ローカル5Gの無線局		L O 5 G 2
[略]		[略]

別表第23号 [同左]

項	目	コード
[同左]		[同左]
設備規則第49条の6の12第1項に規定する陸上移動局の無線設備		T D N R 2
[同左]		[同左]
[同左]		L O 5 G
[同左]		[同左]

備考 表中の「」の記号は注記を意味する。